

近畿税政連



近税政HP

令和7年(2025年)

8月10日

第274号

発行所 近畿税理士政治連盟 発行人 那須弘敬 / 編集人 矢田善久
〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <https://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



七夕の夜に(第2回写真コンテスト「入選」)

撮影：後藤 淑子(富田林支部)

焦点

所属する支部の定期大会は、例年質問もなくごく短時間で終了していたが、今年は「税政連の活動は何のためにあるのか？」という基本的な質問が出たので、役員として回答させていただいた。その結果、出席していた会員からは知らなかったこともあり、大へん勉強になり良かったとお褒めの言葉をいただいたので、ここで再度述べてみたい。

税理士会には、税務に関する専門家の団体として税理士法第49条の11により建議権が認められている。これに基づき税理士会は行政に対して毎年税制改正等の建議を行っている。しかし、税理士会の要望には政治活動を抜きに実現し得ないものが多数ある。ところが税理士会は、特別法人であり政治活動を行うには制限

税政連活動の意義

があるため、税政連がその活動を受け持ち、税理士会の要望の実現を目指している。両者は車の両輪の関係にある。税政連は、税理士会の要望実現のために存在する政治団体である。税政連活動の中心は、簡単に表現すると「陳情」と「選挙支援」である。つまり、税理士会の建議・要望が法律に反映されるように立法院の構成員である国会議員に「陳情」し、また成果を得るためにその方を国会に送り出すための「選挙支援」を行っている。特に税理士会に理解のある国会議員については特定の政党に関係なく「税理士による後援会」を結成して、日頃からの応援も行っている。だから税政連は、税理士会の一部(を担っている)と考えている。

(副幹事長 矢田善久)

計報

当連盟副会長の後安宏彦先生(役員在任期間：平成15年9月～令和7年7月)が、7月4日にご逝去されました。故後安副会長の生前のご遺徳とご功績を偲び謹んでお悔やみ申し上げますとともにご冥福をお祈りいたします。



故 後安宏彦副会長

主張 後援会会員は税政連会費を納入しよう

後援会対策委員会担当副会長 室谷澄男

《税理士による後援会》

税政連活動の大きな柱として、税理士による後援会は昭和50年7月に第1号が誕生し、現在342後援会が結成され活動している。税政連はいわゆる「税理士党」であり、特定の政党に関係なく税理士制度と税理士会・税政連の要望に理解を示していただける国会議員の後援会設立を推進している。

《令和 7 年 5 月 14 日に全国後援会活動活性化会議行われる》

日税政は衆議院第一議員会館において、全国後援会活動活性化会議を「役員の高齢化や活動の活性化」等をテーマに開催し、各政党の税理士制度議員連盟の役員も出席した。日税政から会長、正副幹事長、単位税政連会長、日税連からは会長が出席した。第一部では、全国の後援会から後援会役員と国会議員の4グループによるパネルディスカッションがおこなわれた。冒頭、後援会対策委員長が後援会活動の現状と課題、後援会の沿革や特色について説明。その後4グループが後援会の重要性や活性化策について述べた。また、第二部では、全国の後援会から選ばれた9後援会役員が後援会組織の拡大策、選挙支援等について地域に密着した活動の報告をした。



室谷澄男 副会長

会議開催の事前準備のため、単位会の後援会対策委員長が事務局に集まり、いかに多くの国会議員に集まっていたか、どうすれば有意義で充実した会議になるか等の打合せが今回もおこなわれたことと思う。私も令和4年5月の活性化会議に出席したが当時の活発な会議を思い出した。

《近畿税政連では「税理士による後援会」は41後援会、会員数は3,300名あまり》

自ら加入する後援会の国会議員との繋がりを深めなければならない。そのためには後援会の行事を多くし、会員が議員と接触できる機会を増やさなければならない。

《後援会の会員は後援会会費及び税政連会費を完納すべき》

各後援会には、複数の後援会に加入している会員もいるが、入会した全ての会員が後援会会費及び税政連の会費を納めれば、支部単位での収納率も相当上がるのではないか。未納会員に対し後援会役員が、税政連の必要性を根気よく説明し一人でも多くの理解を得るように努力していただきたい。

《後援会解散後も、元議員と懇談》

私は、「税理士による伊吹文明後援会」最後の会長を務めていた。伊吹文明先生と我々税理士は、今も「伊吹文明先生を囲む会」を1年に1度開催している。今年は5月24日に行った。石破総理にまつわる話、トランプ関税、年金制度改革等現役時代にはお話いただけなかった内容が多かった。堅苦しくならないようにとの配慮で、上着は脱ぎ、挨拶も座って行われ、終始リラックスモードで進行した。次の開催も約束して約2時間の意義ある時間を過ごした。

《最後に》

今の若い税理士の将来も見据え、今後も無償独占を堅持する税理士法を守るために、また納税者保護の観点からも、我々税理士の要望に理解を示していただける議員の後援会設立を推進していかなければならない。そして、ひとり一人が自覚を持ち税政連発展のために最低限の協力をしなければならぬ。それが会費の納入である。以前、税理士証票伝達式に出席し会費納入の依頼をした際「大丈夫、大丈夫」と言った新人の勤務税理士がいたが、事前に「会費は納めなくて大丈夫」と言われたのだと思うと、今でもそんな事務所があることに愕然としたことを思い出した。

ぜひ、会費納入にご協力いただきますようお願い申し上げます。

目次

焦点 税政連活動の意義	1	税理士制度発展募金協力者	8
主張 後援会会員は税政連会費を納入しよう	2	会費納入のお願い	9
後援会ニュース	3	後援会への入会について	10
税政連 Q & A	6	判例紹介 南九州税理士会事件	11
第3回写真コンテスト募集締切	7	かんさいすずめ	14
第59回定期大会の案内	7	銀河系	14

後援会ニュース

杉ひさたけ後援会 設立総会

開催日 令和7年6月9日(月)

場 所 ホテルアウィーナ大阪

来 賓 杉ひさたけ 参議院議員

北側 一雄 公明党常任顧問

那須 弘敬 近税政会長

長谷川 隆史 近税政幹事長



山本敬三発起人代表の司会のもと、開会宣言がなされ、石田泰三発起人代表により設立趣意書が読み上げられた。嶋中直隆発起人を議長に選任し設立総会が始まった。

議案として後援会規約承認の件と役員選任の件が合わせて審議され、初代会長に石田泰三会員、副会長に岩崎勇作会員以下8名、幹事長に山本敬三会員が選任された。続いて令和7年度事業計画案承認の件、令和7年度収支予算案承認の件も審議され無事可決承認された。

石田会長から、会員各位に設立総会への多大なる尽力に対し感謝し、さらに今夏の参議院選挙に備えて一層の協力のもと、杉議員の選挙を応援する決意が述べられた。来賓祝辞では、那須税政連会長が祝辞を述べた。

次に杉議員からごあいさつと国政報告がなされ、税理士会の要望及び消費税の時限措置の延長など中小企業が税制面で不利益にならないよう一層の努力を行う決意を表明された。

総会終了後、懇親会が開催され盛況のうちに散会した。
(天王寺支部 鎌倉邦裕)

福山哲郎後援会

令和7年4月21日、税理士による福山哲郎後援会の第21回総会がホテルオークラ京都において開催された。



来賓として福山哲郎参議院議員、近税政より那須弘敬会長・矢田善久副幹事長、近税政京都府支部連より高橋宏至幹事長、税理士による泉ケンタ後援会より谷明憲会長・植田順幹事長が出席した。

総会は吉田和之会員の司会により開会し、作見藏市会長よりあいさつのあと國場淳会員が議長となり、全議案が可決承認された。那須近税政会長と福山議員よりあいさつがあった。

総会后、懇親会が開会され、高橋支部連幹事長のあいさつがあった。

福山議員の国政報告では、国際情勢として石破総理への代表質問でのトランプ大統領との話し合いの内容、ウクライナの実情、三大感染症のグローバルファンドなどについて述べた。一方、国内情勢では米不足の理由が未だ分析されていないこと、消費税の減税も実質的な効果が不明であり実際はインフレにより税収は増加していること、現金給付は意外と国民に不評であること、内閣不信任案を提出すると自民党はどうするのか、さらに年収の壁、企業献金、同性婚など、今国会では法案の審議が多数あり、いずれも法案の成立が難しいなどの現状を説明された。

(右京支部 平野 烈)

松本たけあき後援会

開催日 令和 7 年 4 月 26 日

場 所 税務会館 (姫路市)

来 賓 松本たけあき 衆議院議員

和田 浩孝 近税政副幹事長

春名 毅 兵庫県第 4 支部連会長



税理士による松本たけあき後援会の第 26 回定期大会は、最初に松本たけあき衆議院議員のあいさつがあり、続いて西村靖彦幹事長の司会のもと、前田俊明会長のあいさつによって開会した。議長に西村幹事長が選出されて議事に入り、任期満了による役員改選を含め議案はすべて可決承認した。

議事終了後、和田近税政副幹事長によって那須弘敬近税政会長のメッセージが代読され、春名第 4 支部連会長のあいさつにより閉会した。

その後、松本議員と、参議院議員選挙や米問題などについて意見交換がされた。

【松本たけあき衆議院議員のあいさつ】

国会議員在職 25 年を迎えた。初当選以来、財政・金融分野に携わり総務大臣をさせていただいたことを光栄に思っている。

日本では負担と給付、特に消費税と社会保障の関係性について国民の理解が不足しており、その理解を広げていく事が重要だ。また、関税の影響などにより、地域経済、特に製造業などに深刻な影響が懸念される。地域経済を支える中小企業や税理士の先生方の尽力に敬意を表するとともに、我々も一体となり地域経済を支えていきたい。(姫路支部 板倉宏行)

国重とおる後援会

4 月 28 日、ホテルクライトン新大阪において、来賓の公明党の国重とおる前衆議院議員、近畿税理士政治連盟の長谷川隆史幹事長、近畿税理士政治連盟大阪府第 2 支部連の平田義明幹事長ご臨席のもと開催された。



斎藤新幹事による開会宣言、谷口嘉信会長による開会あいさつののち、西川かずひろ会員が議長に選任され、全議案が可決承認された。

まず、長谷川近税政幹事長より、税政連は税理士の意見を国政に届けるのが第一義である、野党の先生方は税制について不勉強である、国重議員は我々の仲間でもあるので我々の声を届けていただくことができる、衆参同日選挙の可能性は否定できない、近税政からも、国重議員の国政復帰へぜひ協力をお願いしたい。次に平田近税政大阪府第 2 支部連幹事長より、昨年の衆議院選挙において電話当番等で運動を行った。次の選挙に向けて協力をいただきたい。

国重前衆議院議員から、昨年の衆議院議員総選挙において、裏金問題の逆風の中協力に感謝する旨、衆議院大阪 5 区より国政再挑戦を行う旨決意しました。国会において活動を行っているものの、第一にトランプ関税の件、第二に安全保障面について、第三に物価高の件について重点的に活動を行っている。また、所得の壁については野党には問題があり、与党は国民 1 人当たり 2 万円から 4 万円を実現した。与党としては中間所得層に光を当てる案を設計したと報告があった。(門真支部 松井孝允)

西田昌司後援会

税理士による西田昌司後援会定期総会が、令和7年5月9日、ホテルモントレ京都において開催された。

来賓として、西田昌司参議院議員、近税政より長谷川隆史幹事長、近税政京都府支部連より中谷隆夫会長、高橋宏至幹事長、近税会京都府支部連合会より米田茂会長が出席した。



福島重典後援会幹事長の司会により開会し、次のとおりあいさつがあった。

①富村将之後援会長「西田議員が当選していただくことが、国民にとって最善である」②長谷川幹事長「西田議員を国会に送り出すことは税理士会の使命である」③中谷支部連会長「政治家として税理士としての長年の経験から、われわれの要望を実現していただきたい」。

定期総会は滞りなく終了し、西田議員より次のとおり国政報告があった。

「消費税減税により家計の可処分所得が増加し、個人消費が拡大する。また成長分野への民間投資誘導を進める。税収は一時的に減少するが、国債で段階的に補う。日本の財政は自国通貨のため破綻しない。中長期的には成長による自然増収が見込まれる。間違った税制や社会保障を見直し、内需拡大・物価安定・成長分野への投資という三位一体の政策により、経済の再生と財政の健全化の両立を実現し、日本を立て直す。」

米田近税会支部連会長の乾杯で意見交換がおこなわれ、中江嘉和後援会顧問の中締めで閉会となった。
(下京支部 吉田和之)

大岡としたか後援会

開催日 令和7年5月10日

場 所 琵琶湖ホテル

来 賓 大岡としたか 衆議院議員

小畑 雅人 近税政副会長

織戸 英信 滋賀県支部連合会長



税理士による大岡としたか後援会の第7回定期総会が、琵琶湖ホテルにおいて開催された。中西知行会員の司会のもと、馬場喜久雄会員の開会宣言、丹治健一会員の議長進行により、総会の議案はすべて可決承認され、新会長に連青春会員が選出された。小畑近税政副会長より「税理士会は、税制に対する建議書を提出する権限を有している。これは、私たち税理士が現場で得た実務的な視点をもとに、より良い制度の構築に貢献できる貴重な機会である。今後も実務に根ざした声を積極的に取りまとめ、建設的な提言をおこなってまいりたい」とのあいさつがあった。

大岡議員による国政報告では、「昨今の税制改革議論において、私は一貫して所得控除よりも誰にとっても効果が等しい税額控除の制度設計がより合理的であり、公平性の観点から望ましいとの考えを持っている。実務の現場の声に耳を傾けながら、真に公正な税制の実現に向けて、引き続き政策提言を続けてまいりたい」とのあいさつがあった。

織戸支部連会長の乾杯で懇親会が始まり、大岡議員との歓談がおこなわれ、横井昭次会員の中締めで散会となった。(大津支部 小川宗彦)

税政連 Q & A

～税政連活動の正しい理解のために～

税政連の必要性

Q. 税政連はどうして必要なのでしょう？

A. 税理士会は税理士法により建議権が認められています。この建議権に基づいて税理士会は税制改正などの要望を行います。しかし、税理士会は税理士法に基づく強制加入の特別法人であり、政治活動を行うには制限があります。そこで、税理士会に代わり、その活動を行っているのが税政連です。あわせて、税政連は「税理士の社会的地位の向上」や「税理士制度の発展」をめざして活動を行っている団体です。

陳情活動の必要性

Q. どうして、陳情活動が必要なのでしょう？

A. 税制改正や税理士法改正など、法律は国会において審議され、立法化されます。そのため、税理士会の意見が法律に取り入れられ、より良い制度にするためには、立法府の構成員である国会議員等に対して陳情活動を行わなければなりません。あるべき税制の実現、税理士制度や税理士の権益に関連する問題について税理士の立場から政治活動を通じて解決を図るためには、税政連の陳情活動は不可欠なのです。なお、税政連は、一般的な政治的主義や主張を実現しようとする政治団体ではありませんので、いわゆる政治献金は行っておりません。

税理士の要望を伝えるために

Q. 税政連の主な活動はどんなことですか。

A. 税政連の主な活動は、税理士会の方針に添って、政党や国会議員等に働きかけを行うことです。これらの効果を高めるために国会議員等の選挙において推薦候補者を決定し、その選挙の支援活動を行うことも前述の陳情活動とともに重要な施策の一つです。

また「税理士による国会議員等後援会」を結成し、当連盟の目的達成のために国会議員等と常日頃から接触し、国会の情勢や生の政治の動き等の情報を得ると同時に、われわれの要望を十分伝えて理解を得る活動を行っております。

税政連活動の成果

【税理士制度と職域に関する成果】

- ・ 経済産業省の認定支援機関制度の担い手として、税理士が明記された（平成24年改正）
- ・ 登録政治資金監査人の資格者として税理士が明記された（平成20年改正）
- ・ 現物出資の際の検査役の証明に変えて、その証明ができるようになった（平成14年改正）
- ・ 地方公共団体の外部監査人制度の担い手として、税理士が明記された（平成9年改正）等

【税理士法改正に関する成果】

- ・ 税理士の業務のICT化推進の明確化（令和4年改正）
- ・ 公認会計士に係る資格付与の見直し（平成26年改正）
- ・ 税務訴訟に関し、裁判所において補佐人となる制度の創設（平成13年改正）

税政連は税理士会の要望を実現するための組織です

第3回 写真コンテスト

応募締切のお知らせ

第3回「写真コンテスト」は、6月27日をもって作品応募を締め切らせていただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。

審査結果の発表、表彰式等につきましては、9月中旬を予定しております。

また、入賞作品は、9月5日(金)の第59回定期大会会場に掲示し、令和8年新年号に掲載いたします。

近畿税理士政治連盟

第59回 定期大会

日時：令和7年9月5日(金) 13時～

場所：帝国ホテル大阪

※代議員の先生方は出欠に関らず必ず委任状により議決権の行使をしてください。

※定期大会後の国政報告会と懇親会は、一般会員の方々も出席できます。

(詳しくは別紙同封の案内をご確認ください。)

令和6年度 税理士制度発展募金協力者

令和6年7月1日～令和7年6月30日まで、以下の527人の会員先生方にご協力いただきました。厚くお礼申し上げます。

【東支部】

相間 靖三
相間 宏章
在本 茂
池上 義孝
池原 保三
石橋 基志
泉 洋平
稲葉 聡
岩倉 一二
植木 心一
植田 喜貴
梅崎 道夫
江口 昌人
榎崎 洋
大西 紀子
奥村 眞吾
折井 宏
掛 善秀
金井 博基
川城 明彦
川人 正孝
岸部 輝一
岸村 元
北川 茂実
清澤 由己
日下 敏彦
耕 泰一郎
小山 馨
小山 史郎
志賀 恒元
下村 幸尊
白石 信三
瀬川 昇
添田 訓嗣
高橋 秀樹
竹原 重光
田中 和雅
堤 昌彦
中瀬 守
中山繁太郎
林 修一
平山 由美
藤田 洋
藤田 義則

藤原 智
増田 和彦
榎家 小鈴
松岡 正幸
松原 博吉
森 喜和
森下 芳一
文字 和毅
山田 一彦
山本 重樹
矢本 博三
矢本 浩教
吉塚 健
【西支部】
明石 智次
柏木 英樹
齊藤 隆示
谷口喜久雄
細川 雅敏
三宅 伸
吉栖 照美
吉村 政勝
【港支部】
岡 訓範
小林 慎一
西村 典雄
秦 雅彦
【南支部】
岩本 武士
大澤 正治
奥田 順
奥田 恭久
小林 英夫
堺 拓滋
笹田 淳
城垣圭一郎
田畑 均
田 雄一郎
文山 幸子
室田 一榮
山科治三郎
山本 智之
吉田 太三
若林日出紀
【浪速支部】

榮村 聡二
谷 武男
足袋拔 功
原 仁司
檜垣 典仁
藤原 伸彦
古川 貴博
三腰 信幸
森 英雄
【北支部】
加用 俊栄
川北 光博
川崎 哲之
木原 義和
佐藤 眞治
下山隆一郎
城下 弘之
高田 秀子
武智 寛幸
玉城 祥啓
那須 弘敬
西川 榮治
日高 真帆
廣尾 大輔
蓬萊 富雄
松本 亨
山村 典之
【福島支部】
小泉 丹二
新家 弘規
分林 友秀
【大淀支部】
池辺 健
梶本 紀子
加藤 芳夫
木下 尚一
木下 泰三
坂本 善哉
佐藤 裕之
佐藤 正尚
鯖戸 正造
中川 猛
西田 隆郎
速水 啓之
前川 武政

松下 隆信
八木 昭
八木 春作
【西淀川支部】
酒井 勇樹
仲田むつみ
【東淀川支部】
神谷 雅信
倉前 太一
小西 伸幸
齊藤 新
下村 邦行
谷口 嘉信
長岡 登
森本 好昭
山本多通男
【旭支部】
旭 輝明
天野香鶴子
今村 亮彦
上田 初幸
上田 実
上村 京勲
大久保一成
久木野正志
白木 雅夫
新田 博之
松井 光浩
見浪 一敏
宮下 公司
山本 清一
【城東支部】
尾崎 浩文
駒井 良一
原 洋二
【枚方支部】
海老原智子
大森 正
大森布美子
杉 孝一
杉本 隆志
竹内 正
竹原 正和
田原 浩
津田 公男

中谷 廣一
橋本 光世
林 武
平田 義明
米倉 俊徳
渡邊 清治
【門真支部】
神原 隆雄
齊藤 知子
清水 佳子
中野 喜文
長谷川 勝
平尾 和夫
山岸 潤二
【天王寺支部】
浅田 恒博
石原 健次
稲田 繁
今井 基剛
上西左大信
奥 光明
鎌倉 邦裕
北尻 裕二
坂口 明久
菅原 宏平
高橋 康人
田部 純一
辻本 典彦
辻本 好広
中尾 隆彦
本谷 隆志
山崎 和裕
山田 裕一
山本 敬三
【生野支部】
池田 隼啓
池田 裕智
植村 尚美
【東成支部】
上林 環
【阿倍野支部】
片山 功
片山 拓
鈴木 達也
瀬戸 繁治

千村 高司
西山 孝司
結城 順吉
【東住吉支部】
荻堂 直樹
長谷川孝夫
山野 展弘
【西成支部】
中山 彰
西岡 祥典
【住吉支部】
池上 弘美
榎本 潔
榎本 芳美
下野栄美子
瀬古 順子
田 達満
中野 雅司
服部 浩之
眞鍋 光廣
眞野紗央理
山下由美子
大和 司
【富田林支部】
稻次 啓介
北野 益士
公原 博之
段野 隆弘
坪田 眞治
【東大阪支部】
石賀 良明
石橋 明史
今中 勇兵
大西 孝幸
尾中健太郎
北野 裕二
嶋田 薫
砂本 清
辻本 博美
藤本 幸三
森脇 泉
山口 秀秋
山口 正輝
山根 章憲
山本 哲世

弓手 宏亮
吉田 信次
米満 信昌
【八尾支部】
杉井 卓男
脇田 隆博
【堺支部】
東 俊夫
阿部 信文
池田 茂雄
池田真由子
井上 宗保
大谷富太郎
榎木 正人
北山 拓生
木内 貴之
高澤富士子
高原 和仁
辻尾 茂
中野 誠
中村 賢一
中谷 潤
八文字正裕
本荘 幸正
本田 浩基
宮前 雅典
【泉大津支部】
石谷 秀志
笠井 慎五
幸野 陸紀
阪 広久
根尾 勉
山口 茂
【岸和田支部】
宇賀 一夫
清原 正治
坂口 和代
田口 誠
藤原 博文
松田 峰成
森本 幸良
【泉佐野支部】
明松 優
木戸 朋宏
田中 洋

香海 英治
昼馬 義宏
松浪 武久
【茨木支部】
安達 正八
伊月 圭子
神園 兼治
神山 昌子
川中 雅人
笹原 克重
谷井 肇
谷口 英春
土井原弘司
仲 猛夫
中澤 保恵
船木 由子
船橋 充
宮口 太
本西登志子
山内 幹雄
吉永 直也
【吹田支部】
勘場 義明
佐藤 竜宏
高木 晴雄
【豊能支部】
岩倉 唯
衛藤 雄次
大西 尚史
沖名子祐光
荻野眞由美
座間 昭男
首藤 裕之
高橋 知希
西村 公宏
平安 式作
平山 高明
与北奈須夫
吉本 英明
和田 浩孝
【上京支部】
東 智之
伊島 悠
岩崎 紀子
奥村伊之春

河合 泰子	【右京支部】	松本 泰典	古泉 雷太	【尼崎支部】	山下 哲	出川 洋	佐竹 節夫
近藤 明夫	井上 雅之	【福知山支部】	下浦 幸信	植村 和弘	山本 清輝	中川憲二郎	【大津支部】
鹿野 幸裕	岡本 理博	衣川 憲治	高見 悟	唐澤 康雄	【社支部】	藤田 徹	魚津 伸也
三宅 崇史	河合 典之	中井 正紀	長谷川隆史	佐茂 省治	黒石 淳司	三谷 清重	織戸 英信
室谷 澄男	岸本 郁男	船越 成人	【兵庫支部】	田川 善弘	下山 仁	山本 眞市	久保 直己
矢田 善久	國場 淳	【宮津支部】	大西 幸治	辻子 房子	長田 達子	【桜井支部】	島淵 裕一
【中京支部】	平野 烈	西田 文明	矢野 昭博	傳寶 弘司	【龍野支部】	杉本 幸弘	中西 知行
芦田 勝博	藤田 高広	松宮 繁雄	山内 健士	野村 佳生	馬場 智久	高田 雅信	和澤 清隆
井根口昭吾	船越 善博	山添 謙三	【芦屋支部】	米倉 啓浩	【相生支部】	西岡 明	【今津支部】
上野 正幸	【左京支部】	【舞鶴支部】	岡田 洋	若原 昭	難波 旦慎	【和歌山支部】	河原田新市
上前 孝晴	高木 寛司	山田 忠雄	蟬川 寛嗣	【伊丹支部】	【豊岡支部】	淡路 満	小畑 雅人
小林 由香	原 謙介	【峰山支部】	光永きみ子	伊田 憲司	生駒 敬一	石川 泰廣	地村 秀磨
佐々木栄美子	村中 平治	廣谷 倫成	森本 康正	岡田 彰徳	【奈良支部】	岩見 文章	【草津支部】
柴垣 武尊	【東山支部】	【神戸支部】	【明石支部】	林 文彦	景山 良一	大住 文夫	阪口 倫造
巽 員規	倉重 由幸	赤松 健二	市原 幸恵	【姫路支部】	柴田 順子	勝田 晃夫	関 輝男
土井 充	佐々木高明	植村 貴美	市原 孝志	大形 茂雄	新屋 珠美	木村 雅彦	田中 正志
中村 清之	中谷 隆夫	岡本 浩明	船造 幸雄	小川 裕右	関司 節生	後安 宏彦	東郷 修
福島 重典	藤原 俊文	壽 信明	【加古川支部】	笠原健次郎	武野 勝文	小西 里枝	増井 常夫
村尾 法生	山元 直貴	高橋 信雄	中島 省悟	河本 勝英	多田 善治	白濱 祐季	松尾 優子
【下京支部】	米澤 博充	徳原 英哲	蓮岡 弘	北岡 昭	土岐 直人	田中 佳則	【水口支部】
海来 美鶴	【伏見支部】	永野 卓美	【西宮支部】	後藤加代子	徳久亮太郎	額田 朋子	上杉 恵一
榎 和哉	植田 順	西馬 正義	浦濱 勇	小林 雄介	中嶋 祥貴	堀 博充	【近江八幡支部】
神緒 美樹	佐々木保幸	二本木 功	越智 彰	澤田 千博	西内 正規	宮下 智之	上野 安德
北村 茂昭	杉田 德行	沼田 雄大	久保多佳子	田尻 永介	西口まゆり	山田 賢	大塚 浩司
富村 将之	田中 明	平澤裕紀子	阪田 稔	橋本 悠志	濱田 武利	和中 修二	【彦根支部】
浪花 隆司	樋爪 利行	森崎 俊輝	永田 清行	濱田 誠二	増井 隆彦	【海南支部】	三輪 和宏
橋本 清治	【宇治支部】	【灘支部】	丹羽 洋作	藤岡 保	森田 務	井上 雅貴	【長浜支部】
俣野 剛	大高 友紀	池田 直樹	松本 大宜	藤原 美奈	山本 智美	【粉河支部】	田中 光夫
藪 壽人	片野 晏弘	岡村 景明	村田キヨ子	前田 俊明	【葛城支部】	奥田 崇喜	
吉田 和之	平松 正孝	桑原 幸司	横山 文彦	松岡 宸宏	【御坊支部】		

※令和7年度分については、10月号より、払込票を同封させていただく予定です。

令和7年度 会費納入のお願い

令和7年度会費（令和7年7月～令和8年6月分）につきまして、口座振替をお申し込みの方々は、7月28日付で、ご指定の口座よりお引き落としをさせていただきました。

その他の方々につきましては、7月下旬に郵便にて、納付書を送付させていただきましたので、ご確認の上、納入をお願いいたします。

会費納入は

口座振替で

申し込みは事務局(06-6944-9040)まで

【口座振替Web申し込みはこちら】



後援会への入会について

本連盟の活動の一つの主軸である後援会活動について、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に向けて、各後援会への入会勧奨をおこなっております。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税理士制度の発展に向けて、議員に直接働きかけをおこなうなど、税政連活動の根幹として大きな役割を担っています。

会員の方々に関係のある選挙区など、ご興味のある後援会がございましたら、下記にご記入の上、近畿税政連事務局（F A X：06-6944-9050）までご返送ください。

ご返送いただきましたら、事務局より後援会へ転送させていただき、追って、後援会よりご連絡をさせていただきます。

◆入会を検討中の後援会（「記入欄」に○印をお付けください。）

記入欄	後援会名	政党	選挙区	記入欄	後援会名	政党	選挙区
	大 西 宏 幸	自民	大 阪 1 区		小 林 茂 樹	自民	奈 良 1 区
	左 藤 章	自民	大 阪 2 区		高 市 早 苗	自民	奈 良 2 区
	中 山 泰 秀	自民	大 阪 4 区		田 野 瀬 太 道	自民	奈 良 3 区
	國 重 徹	公明	大 阪 5 区		世 耕 弘 成	無所属	和 歌 山 2 区
	伊 佐 進 一	公明	大 阪 6 区		石 田 真 敏	自民	比 例 近 畿
	とかしきなおみ	自民	大 阪 7 区		大 岡 敏 孝	自民	滋 賀 1 区
	池 下 卓	維新	大 阪 10 区		うえの 賢一郎	自民	滋 賀 2 区
	宗 清 皇 一	自民	大 阪 13 区		武 村 展 英	自民	滋 賀 3 区
	勝 目 康	自民	京 都 1 区		杉 久 武	公明	参 議 院 大 阪
	前 原 誠 司	教育	京 都 2 区		松 川 る い	自民	参 議 院 大 阪
	泉 健 太	立憲	京 都 3 区		柳 本 顕	自民	参 議 院 大 阪
	田 中 英 之	自民	京 都 4 区		西 田 昌 司	自民	参 議 院 京 都
	本 田 太 郎	自民	京 都 5 区		吉 井 章	自民	参 議 院 京 都
	盛 山 正 仁	自民	兵 庫 1 区		福 山 哲 郎	立憲	参 議 院 京 都
	関 芳 弘	自民	兵 庫 3 区		末 松 信 介	自民	参 議 院 兵 庫
	大 串 正 樹	自民	兵 庫 6 区		伊 藤 孝 江	公明	参 議 院 兵 庫
	西 村 康 稔	自民	兵 庫 9 区		堀 井 巖	自民	参 議 院 奈 良
	渡 海 紀 三 朗	自民	兵 庫 10 区		鶴 保 庸 介	自民	参 議 院 和 歌 山
	松 本 剛 明	自民	兵 庫 11 区		こ や り 隆 史	自民	参 議 院 滋 賀
	山 口 壯	自民	兵 庫 12 区		尾 立 源 幸	自民	参 議 院 比 例

◆入会関係書類送付先：〒 _____ ◆連絡先： _____

◆税理士登録番号： _____ ◆氏 名： _____

判例紹介 南九州税理士会事件

副幹事長・広報委員長 矢田善久

はじめに

税理士個人ではなく税理士会や税理士政治連盟といった団体が登場する裁判例は多くはない。最近では、栃木県税理士政治連盟(以下「栃税政」)を被告として、関東信越税理士会栃木県支部連合会所属会員である秋元照夫氏が提訴した「栃税政会員の地位不存在確認等請求事件」が記憶に新しい。この裁判では、①(栃税政の)会員でないことの確認、②会費の支払い義務がないことの確認、③会費を政党支部への寄付に使う栃税政の会員として扱われたことで思想・信条の自由を害されたことに対する慰謝料など110万円の損害賠償の3点が求められていた。平成30年7月の初公判では、被告側は「原告は会員」と主張していたが、裁判上の戦略であるのか公判の途中で「会員ではない」と主張が変わり、翌令和元年の公判で①と②について原告の請求を認める「認諾」の手続きをとった(認諾は確定判決と同じ効力をもつ)。

令和2年2月5日の地裁判決では、思想・信条の自由の保障について「強制や不利益の付与を伴うものでない限り、他者の行為を認容すべきことを前提に成立しているもの」と指摘し、原告は会費の支払いを強制されていないとして、③の主張を認めず請求を棄却した。しかし、判決文の中で、栃税政が原告を会員として扱ったことは「不快の感情を抱かせるものである」と指摘し、不法行為ではないが思想・良心の自由を「害するものであるといえないわけではない」とし、税政連の活動に対して微妙な表現をした。

原告は、同年2月10日に判決を不服として東京高裁に控訴したが、9月10日高裁において裁判官から和解案が提示され9月29日に和解が成立した。和解条項は主に次の3点である。①控訴人は、被控訴人の会員ではないこと、②被控訴人は、控訴人に対し、会費の請求、資料送付等を行わないこと、③被控訴人は控訴人が本件訴訟を提起したことを踏まえ、今後規約改正を含め真摯に協議することを約束する、であった。

この訴訟の行方については、税政連に関わる者として注視していたが、予想通りの結果であった。この種の事件は、両者の歩み寄りによる和解しかないと思われる。こういった事件を考える際には是非知っていて欲しいのが「南九州税理士会政治献金事件」の最高裁判決である。強制加入団体である税理士会の政治献金とその構成員の思想の自由について争われた憲法裁判である。その影響は今日の税政連活動にも強く及んでいるので、この場を利用して紹介させていただく。

選挙権被選挙権停止処分無効確認等請求事件(南九州税理士会政治献金事件)

第1審 熊本地裁昭和61年2月13日判決(TAINS Z999-2001)

控訴審 福岡高裁平成4年4月24日判決(TAINS Z999-2002)

上告審 最高裁三小平成8年3月19日判決(TAINS Z999-2003)

事実の概要

Y(南九州税理士会一被告・控訴人・被控訴人)は、昭和53年6月16日の定期総会で業界に有利な税理士法改正を働きかける運動資金として会員から一人5,000円の特別会費を徴収し、政治団体である各県税理士政治連盟に納める決議を行った。その改正に反対の立場であったYの会員X(牛島昭三税

理士一原告・被控訴人・上告人)が、その納入を拒否したところ、Yは会則で定められた会費滞納者に対するY役員の選挙権及び被選挙権を停止条項に基づいて、Xの選挙権・被選挙権を停止したまま役員選挙を実施した。それに対してXは、その決議が、①目的外の行為としてYに権利能力なく、②会員の協力義務の限界を超えるがゆえに無効である等と主張して提訴した。

1審判決は、①Yが公益性を持った資格者団体であるといっても、政党や特定政治家の後援会に政治資金を寄付することは、税理士会の目的(権利能力の範囲内)に含まれず、②強制加入団体であるYが会員に及ぼし得る統制力と、その反面としての会員の協力義務には合理的な限定を加えることが必要であるところ、特定の政治団体に寄付するための別会費の納付を強制することは、反対の意思表示をした会員に対し一定の政治的立場に対する支持の表明を強制することに等しく許されない、と判示した。

それに対し控訴審は、①南九各県税政は、Yと同一の目的を実現するための組織であることから、南九各県税政の活動を助成するために行うYの同税政への寄付は、Yの目的の範囲内の行為である。②南九各県税政が本件特別会費を政治家等に献金したことを示す直接的証拠はなく、本件特別会費の徴収は年来の税理士法改正運動が最終段階にいたったことに伴う南九各県税政における大会費、旅費等の経費の増大に対処するためのものとみるのが相当であるとしてYの控訴を容認した。そこでXが上告した。

判旨

破棄自判、慰謝料の算定についてのみ原審へ差し戻し。

「税理士会が政党など(政治資金)規制法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとえ税理士に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのものであっても、(税理士)法49条2項で定められた税理士会の目的の範囲外の行為であり、右寄付をするために会員から特別会費を徴収する旨の決議は無効であると解すべきである。」

「そして、税理士会が前記のとおり強制加入の団体であり、その会員である税理士に実質的には脱退の自由が保障されていないことからすると、その目的の範囲を判断するに当たっては、会員の思想・信条の自由との関係で、次のような考慮が必要である。

税理士会は、法人として、法及び会則所定の方式による多数決原理により決定された団体の意思に基づいて活動し、その構成員である会員は、これに従い協力する義務を負い、その一つとして会則に従って税理士会の経済的基礎を成す会費を納入する義務を負う。しかし、法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員である会員には、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されている。したがって、税理士会が右の方式により決定した意思に基づいてする行動も、そのために会員に要請される協力義務にも、おのずから限界がある。

特に、政党など規制法上の政治団体に対して金員の寄付をするかどうかは、選挙における投票の自由と表裏をなすものとして、会員各人が市民としての個人的な政治的思想、見解、判断等に基づいて自主的に決定すべき事柄であるというべきである。なぜなら、政党など規制法上の政治団体は、政治上の主義若しくは施策の推進、特定の公職の候補者の推薦等のため、金員の寄付を含む広範囲な政治活動を行うことが当然に予定された政治団体であり(規制法3条等)、これらの団体に金員の寄付をすることは、選挙においてどの政党又はどの候補者を指示するかに密接につながる問題だからである。」

判決の特徴

1 本件の争点は、まず税理士会という法人が政治献金をなす権利能力を有するかである。本件では、

税理士法49条2項(昭和55年法律26号による改正前のもの、現同条6項)に規定された税理士会の目的は狭く解釈され、政治献金目的での特別会費の徴収は目的の範囲外とされ、政治資金規正法上の政治団体である税理士政治連盟に会員の寄付をすることも目的の範囲外の行為として無効と断じている。本件判決で目的の範囲が限定的に解釈された背景に、税理士会が税理士法によって設置を義務づけられた公益法人であり、それに基づき大蔵大臣(当時、現財務大臣)の監督に服する必要があるなどの事情があった。

2 第2の争点は、税理士会による政治献金目的の特別会費徴収は構成員の思想の自由を侵害しないかである。これについて本件判決は、税理士会の強制加入性を指摘し、会員の思想・信条の自由との関係で、構成員である会員には、様々な思想・信条及び主義・主張を有する者が存在することが当然に予定されていることから、多数決原理に基づく税理士会の活動やそのための会員への協力義務の要請におのずから限界があるとし、構成員の思想の自由を侵害する税理士会の政治献金目的の特別会費徴収決議は無効と判示した。

おわりに

第1審及び最高裁判決は妥当であると考ええる。税理士法により設置を義務づけられた公益法人である税理士会に、政治献金をなす権利能力はないと思われる。昭和38年に、税理士業界では税理士会が公益法人であるため政治活動ができないということで、税理士業界の政治的な要求実現のために政治運動をすすめる目的で全国納税者政治連盟が創設され、その後、昭和43年に日本税理士政治連盟へ衣替えした。しかし、当初より規約で会費の規定を設けていながら、その附則で当分の間徴収しないことを定め、税政連の組織運営費は、税理士会からの寄付で賄われていた。そもそも、表裏一体の関係にあるとはいえ、財政的に独立した組織ではなかったことが、この事件の発端である。第1審判決後、単位税政連が直接その会員から会費を徴収するようになった。憲法19条の思想・良心の自由の規定は、私人間である税理士会とその会員間に及ぶことを積極的に判示し、さらに、税理士会は多数決原理によって会員の基本的人権・思想・良心の自由を侵害することは許されず会員の協力義務にはおのずから限界があると税理士会、法人の統制権について重大な判断を行ったことは画期的であると考ええる。牛島昭三税理士と南九州税理士会は、最高裁判決より1年後和解が成立し、事件の発生からは19年近く、昭和55年1月の提訴からは17年の歳月を要して係争は終了した。熊本地裁の第1審の判決内容はきわめて格調の高い説得性のあるものであるのに、南九州税理士会(日税連)が意地になって控訴した結果、長い期間と莫大な費用を費やしてしまったことは非常に残念に思う。

成立した和解により確認された事項には、「新規入会者については入会届を徴し、入会届出用紙に入退会が自由である旨注記するなど、税理士会と税政連が別個独立であることが明らかとなるような運営を行うよう要請する」と明記されている。このことからすると税政連のありかたについては、入退会は任意とすべきなのかもしれない。しかしながら、税政連の目的が税理士会の要望実現のための政治活動を行うことであり、税理士会と表裏一体の「政治的実働部隊」としての実態からすると、その会費については、目的達成のために出来るだけ多くの先生方に協力をお願いをしたい。

参考文献

- ・牛島税理士訴訟弁護団編・牛島税理士訴訟物語(花伝社、1998)。
- ・北野弘久著・税理士制度の研究(税務経理協会、増補版、1997)。
- ・中島茂樹「強制加入団体の政治献金と構成員の思想の自由」別冊ジュリストNo186 82～83頁。

去る6月3日、巨人軍の終身名誉監督である長嶋茂雄さんが亡くなった。巨人軍だけでなく、日本の野球界に偉大な足跡を残され、私どもの青春のヒーローだった。昭和・平成の時代の傑出した人物がまた一人この世を去った。私は、巨人ファンではないが、だれからも慕われ尊敬された長嶋さんだった。心からご冥福を祈りたい。南無合掌。亡くなられたのが、6月3日午前6時39分。背番号3は巨人軍の永久欠番。最期まで「時」をも創った89年の生涯だった。



(須磨支部 片岡幸造)

最近、子供の成長を感じる出来事があった。長女(高3)は希望の大学にどうしても行きたいらしくプレゼン資料を作り私にプレゼンしてきた。まだまだ子供だと思っていたが、将来進みたい道を見つけて私に自分の思いを伝えられるまでに成長していた。年に数回、長男(小6)の身長を計っている。この1年で3センチ程身長が伸びていた。すでに妻の身長は追い越し、もうすぐ長女を追い越すだろう。次は私の番か。

(葛城支部 角井崇文)

開業したてのころから、仕事や家庭の悩みを含め様々な問題を相談できる寺子屋のような場所があればいいなと思い、地元の同業者の青年部に参加している。若手税理士の減少・会務離れもあって年々人数は減少していたが、個別に若手税理士の声を聴き交流を促したところ、参加者も徐々に増加してきた。懇親会には他士業や周辺業種も交え、先輩税理士もお招きすることで活発な議論が行われ、それぞれの仕事・家庭の活力となっている。老練な先輩税理士の話聴いて飲む酒は格別に美味しく、また我々も美味しい酒を提供出来るようになりたい。

(和歌山支部 宮下智之)

近税政本部のうごき

- 第4回推薦審査会(書面審議)(5月16日)
 - ・第27回参議院議員通常選挙における推薦候補者(第2次)の決定について
 - ・参院選における選挙支援について 他
- 第4回正副幹事長会(書面審議)(5月20日)
 - ・税理士による池下卓後援会を支援後援会に認定することについて
 - ・事務局職員表彰の件
- 第5回推薦審査会(書面審議)(6月16日)
 - ・第27回参議院議員通常選挙における推薦候補者(第3次)の決定について
- 第5回正副幹事長会(書面審議)(6月18日)
 - ・税理士による杉ひさたけ後援会を支援後援会に認定することについて
- 第1回広報委員会(7月4日)
 - ・第59回定期大会の開催に関する件
 - ・機関紙第271号(12月号)・第272号(新年号)の批評
 - ・機関紙第273号(5月号)の編集について
 - ・機関紙第274号の編集企画に関する件 他

最新情報はホームページにアクセス!

近 税 政

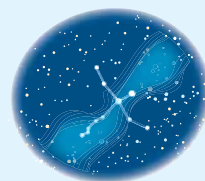
検 索

または <https://kinzeisei.jp/> へ

会員専用ページのパスワードのお問い合わせは事務局まで

銀河系

後援会



岸本周平和歌山県知事

が令和7年4月15日逝去された。

岸本知事が衆議院議員時代に、仕事柄誘われて税理士による岸本周平後援会に加入した。やがて、議員辞任につき、後援会は解散したが、和歌山県知事就任後、政治団体である後援会設立前の税理士有志によるファンクラブのようなものがあった。

後援会を通じた国政報告会や、解散後も何度も会って話をするたびに、立派な経歴を持っている一方、とても気さくだったのが印象的で、訃報に接した和歌山県民の大勢が岸本知事ロスに陥ったことだろう。

頼まれて加入した後援会だったが、後援することによって、被後援者から最新の情報を得られるし、被後援者が当選すれば未来をよくする一助になった気分になされた。

(和歌山支部 小西里枝)

／ ご存知ですか？ ／

神戸税協組合員のトク・トク・トク！

特典
いっぱい

知って
納得

使って
お得

- 業務に役立つ書籍の割引購入を斡旋しています。
- 神戸税協独自の研修会にご参加いただけます。
- 提携企業の商品・サービスの優待割引をご利用いただけます。
- 関与先に共済制度や不動産の紹介を行うと、手数料を受け取れます。
- スポーツ観戦・観劇・イベントなどを割引価格でご利用いただけます。
- 配当金を受け取れます。(年度によります)



神戸税理士協同組合

〒651-0086 神戸市中央区磯上通4丁目2番22号
Tel.078-262-6621 Fax.078-262-6641

ホームページでも
検索できます ▶▶▶



<https://www.kobe-zeikyo.net>

共済制度のご案内

ご加入または関与先様等ご紹介で契約いただくと、
紹介事務費をお支払いいたします!

中小企業 退職金共済制度

中小企業のための、国の退職金制度。
働くみんなに、大きな安心。

中小企業退職金共済制度の4つのポイント

- ① 新規加入時に、掛金の一部を国が助成
- ② 掛金は全額非課税
- ③ 社外積立だから管理もラクラク
- ④ パートタイマーや家族従業員も加入OK

経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

取引先が突然、倒産・・・
そんな「もしも」に備える安心のセーフティネット。

経営セーフティ共済の安心の4つのポイント

- ① 無担保・無保証人で、掛金の10倍
(最高8,000万円)まで借入れ可能
- ② 取引先が倒産後、その事業者との
取引確認が済み次第すぐに借入れできる
- ③ 掛金の税制優遇で高い節税効果
- ④ 解約手当金が受け取れる

小規模企業 共済制度

将来の備え&節税
今日からおトク、未来もナットク。

小規模企業共済制度のおトクな3つのポイント

- ① 掛金は加入後も増減可能、
全額が所得控除
- ② 共済金の受取りは一括・分割どちらも可能
- ③ 低金利の貸付制度を利用できる



お問い合わせ

(株)日税サービス (阪奈税協事務委託先) **TEL.06-4794-0071**

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目4番3号 ACN天満橋ビル5階